



宮 崎 県 公 報

平成28年12月14日 (水曜日) 号外 第 62 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

	頁		頁
病院局企業管理規程		る規則……………	3
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	1	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………	3
人事委員会規則		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………		○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………	5

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年12月14日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第 8 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 (第 8 条関係)

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤 務する職員	その他の職員
	円	円
1 年未満	413,800	368,000
1 年以上 2 年未満	413,800	368,000
2 年以上 3 年未満	413,800	368,000
3 年以上 4 年未満	413,800	368,000
4 年以上 5 年未満	413,800	368,000
5 年以上 6 年未満	413,800	368,000
6 年以上 7 年未満	413,800	368,000
7 年以上 8 年未満	413,800	368,000
8 年以上 9 年未満	413,800	368,000
9 年以上 10 年未満	413,800	368,000
10 年以上 11 年未満	413,800	368,000
11 年以上 12 年未満	413,800	368,000
12 年以上 13 年未満	413,800	368,000
13 年以上 14 年未満	413,800	368,000
14 年以上 15 年未満	413,800	368,000
15 年以上 16 年未満	413,800	368,000
16 年以上 17 年未満	409,400	364,000
17 年以上 18 年未満	405,000	360,000
18 年以上 19 年未満	400,600	356,000
19 年以上 20 年未満	396,200	352,000
20 年以上 21 年未満	391,800	348,000
21 年以上 22 年未満	372,400	331,100
22 年以上 23 年未満	352,600	313,900
23 年以上 24 年未満	333,300	297,200
24 年以上 25 年未満	313,900	280,300
25 年以上 26 年未満	294,400	263,400
26 年以上 27 年未満	271,700	242,600
27 年以上 28 年未満	249,500	222,200
28 年以上 29 年未満	227,100	201,800
29 年以上 30 年未満	204,300	181,000
30 年以上 31 年未満	179,500	159,100
31 年以上 32 年未満	154,600	137,200
32 年以上 33 年未満	130,000	115,500
33 年以上 34 年未満	91,900	83,600
34 年以上 35 年未満	56,600	53,800

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第37号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
1 行政職給料表				1 行政職給料表			
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額
[略]				[略]			
8 級	1 種	1	<u>116,800円</u>	8 級	1 種	1	<u>116,900円</u>
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
2～9 [略]				2～9 [略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第38号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員	職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員
	円	円	[略]		円	円	[略]
1 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		1 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
1 年以上 2 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		1 年以上 2 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
2 年以上 3 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		2 年以上 3 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
3 年以上 4 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		3 年以上 4 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
4 年以上 5 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		4 年以上 5 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
5 年以上 6 年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>		5 年以上 6 年未満	<u>368,000</u>	<u>50,600</u>	
6 年以上 7 年未満	<u>367,600</u>	<u>48,700</u>		6 年以上 7 年未満	<u>368,000</u>	<u>48,800</u>	
7 年以上 8 年未満	<u>367,600</u>	<u>46,900</u>		7 年以上 8 年未満	<u>368,000</u>	<u>47,000</u>	
8 年以上 9 年未満	<u>367,600</u>	<u>45,100</u>		8 年以上 9 年未満	<u>368,000</u>	<u>45,200</u>	
9 年以上10年未満	<u>367,600</u>	<u>43,300</u>		9 年以上10年未満	<u>368,000</u>	<u>43,400</u>	
10年以上11年未満	<u>367,600</u>	<u>41,500</u>		10年以上11年未満	<u>368,000</u>	<u>41,600</u>	
11年以上12年未満	<u>367,600</u>	<u>39,700</u>		11年以上12年未満	<u>368,000</u>	<u>39,800</u>	
12年以上13年未満	<u>367,600</u>	<u>37,900</u>		12年以上13年未満	<u>368,000</u>	<u>38,000</u>	
13年以上14年未満	<u>367,600</u>	<u>36,100</u>		13年以上14年未満	<u>368,000</u>	<u>36,200</u>	
14年以上15年未満	<u>367,600</u>	<u>34,700</u>		14年以上15年未満	<u>368,000</u>	<u>34,800</u>	
15年以上16年未満	<u>367,600</u>	<u>33,300</u>		15年以上16年未満	<u>368,000</u>	<u>33,400</u>	
16年以上17年未満	<u>363,600</u>	<u>31,900</u>		16年以上17年未満	<u>364,000</u>	<u>32,000</u>	

17年以上18年未満	359,600	30,500	17年以上18年未満	360,000	30,600
18年以上19年未満	355,600	29,100	18年以上19年未満	356,000	29,200
19年以上20年未満	351,600	27,700	19年以上20年未満	352,000	27,800
20年以上21年未満	347,600	26,300	20年以上21年未満	348,000	26,400
21年以上22年未満	330,700	25,700	21年以上22年未満	331,100	25,800
22年以上23年未満	313,500	25,100	22年以上23年未満	313,900	25,200
23年以上24年未満	296,800	24,100	23年以上24年未満	297,200	24,200
24年以上25年未満	279,900	23,500	24年以上25年未満	280,300	23,600
25年以上26年未満	263,000	22,900	25年以上26年未満	263,400	23,000
26年以上27年未満	242,200	22,300	26年以上27年未満	242,600	22,400
27年以上28年未満	221,800	21,700	27年以上28年未満	222,200	21,800
28年以上29年未満	201,400	20,900	28年以上29年未満	201,800	21,000
29年以上30年未満	180,600	20,600	29年以上30年未満	181,000	20,700
30年以上31年未満	158,700	20,200	30年以上31年未満	159,100	20,300
31年以上32年未満	136,800	19,600	31年以上32年未満	137,200	19,700
32年以上33年未満	115,100	18,700	32年以上33年未満	115,500	18,800
33年以上34年未満	83,200	17,800	33年以上34年未満	83,600	17,900
34年以上35年未満	53,400	17,100	34年以上35年未満	53,800	17,200
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第39号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の160</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の200</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の175</u></p> <p>（2）再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の95</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の90</u></p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の180</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の220</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の195</u></p> <p>（2）再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の85</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の105</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の100</u></p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（8） [略]</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（8） [略]</p>

(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
(10)~(12) [略]

(9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
(10)~(12) [略]

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の180</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の220</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の195</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の85</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の105</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の100</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の170</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の210</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の185</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の80</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の95</u></p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から、第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第40号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="9">昇 格 後 の 号 給</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> <td>8級</td> <td>9級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>38</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>39</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td><u>40</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td><u>41</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td><u>41</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td><u>42</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td><u>42</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td><u>43</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td><u>43</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td><u>44</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給									2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		[略]										82	<u>38</u>	[略]								83	<u>39</u>	[略]								84	<u>40</u>	[略]								85	<u>41</u>	[略]								86	<u>41</u>	[略]								87	<u>42</u>	[略]								88	<u>42</u>	[略]								89	<u>43</u>	[略]								90	<u>43</u>	[略]								91	<u>44</u>	[略]								<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="9">昇 格 後 の 号 給</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> <td>8級</td> <td>9級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>82</td> <td><u>37</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>83</td> <td><u>38</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>84</td> <td><u>38</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>85</td> <td><u>39</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>86</td> <td><u>39</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>87</td> <td><u>40</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td><u>40</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>89</td> <td><u>41</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>90</td> <td><u>41</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> <tr> <td>91</td> <td><u>42</u></td> <td colspan="8">[略]</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給									2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		[略]										82	<u>37</u>	[略]								83	<u>38</u>	[略]								84	<u>38</u>	[略]								85	<u>39</u>	[略]								86	<u>39</u>	[略]								87	<u>40</u>	[略]								88	<u>40</u>	[略]								89	<u>41</u>	[略]								90	<u>41</u>	[略]								91	<u>42</u>	[略]							
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																	
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																																																																																																			
82	<u>38</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
83	<u>39</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
84	<u>40</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
85	<u>41</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
86	<u>41</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
87	<u>42</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
88	<u>42</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
89	<u>43</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
90	<u>43</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
91	<u>44</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																																																		
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																																																																																																																																																																																																																											
[略]																																																																																																																																																																																																																																																																			
82	<u>37</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
83	<u>38</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
84	<u>38</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
85	<u>39</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
86	<u>39</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
87	<u>40</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
88	<u>40</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
89	<u>41</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
90	<u>41</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	
91	<u>42</u>	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																	

92	<u>44</u>	
93	<u>45</u>	
[略]		

イ～エ [略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級

[略]				
70	<u>34</u>	[略]		
71	<u>35</u>	[略]		
72	<u>36</u>	[略]		
73	<u>37</u>	[略]		
74	<u>37</u>	[略]		
75	<u>38</u>	[略]		
76	<u>38</u>	[略]		
77	<u>39</u>	[略]		
78	<u>39</u>	[略]		
79	<u>40</u>	[略]		

[略]				
96	[略]	<u>38</u>	[略]	
97	[略]	[略]	[略]	
98	[略]	[略]	[略]	
99	[略]	<u>39</u>	[略]	
100	[略]	<u>39</u>	[略]	
101	[略]	39	[略]	
102	[略]	<u>40</u>	[略]	
103	<u>58</u>	<u>40</u>	[略]	
104	58	<u>40</u>	[略]	
105	<u>59</u>	<u>40</u>	[略]	
106	<u>59</u>	40	[略]	
107	<u>60</u>	<u>41</u>	[略]	
108	<u>60</u>	<u>41</u>	[略]	
109	<u>61</u>	<u>41</u>	[略]	
110	<u>61</u>	<u>41</u>	[略]	
111	<u>61</u>	41	[略]	
112	<u>61</u>	<u>42</u>	[略]	
113	<u>62</u>	<u>42</u>	[略]	
114	<u>62</u>	<u>42</u>	[略]	
115	<u>62</u>	<u>42</u>	[略]	
116	[略]			
117	<u>63</u>	<u>43</u>	[略]	
118	<u>63</u>	<u>43</u>	[略]	
119	[略]	<u>43</u>	[略]	
120	[略]	<u>43</u>	[略]	
121	<u>64</u>	[略]	[略]	

カ・キ [略]

ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級

92	<u>42</u>	
93	<u>43</u>	
[略]		

イ～エ [略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級

[略]				
70	<u>33</u>	[略]		
71	<u>34</u>	[略]		
72	<u>34</u>	[略]		
73	<u>35</u>	[略]		
74	<u>35</u>	[略]		
75	<u>36</u>	[略]		
76	<u>36</u>	[略]		
77	<u>37</u>	[略]		
78	<u>38</u>	[略]		
79	<u>39</u>	[略]		

[略]				
96	[略]	<u>37</u>	[略]	
97	[略]	[略]	[略]	
98	[略]	[略]	[略]	
99	[略]	<u>38</u>	[略]	
100	[略]	<u>38</u>	[略]	
101	[略]	39	[略]	
102	[略]	<u>39</u>	[略]	
103	<u>57</u>	<u>39</u>	[略]	
104	58	<u>39</u>	[略]	
105	<u>58</u>	<u>39</u>	[略]	
106	<u>58</u>	40	[略]	
107	<u>59</u>	<u>40</u>	[略]	
108	<u>59</u>	<u>40</u>	[略]	
109	<u>59</u>	<u>40</u>	[略]	
110	<u>60</u>	40	[略]	
111	<u>60</u>	41	[略]	
112	<u>60</u>	<u>41</u>	[略]	
113	<u>61</u>	<u>41</u>	[略]	
114	<u>61</u>	<u>41</u>	[略]	
115	<u>61</u>	<u>41</u>	[略]	
116	[略]			
117	<u>62</u>	<u>42</u>	[略]	
118	<u>62</u>	<u>42</u>	[略]	
119	[略]	<u>42</u>	[略]	
120	[略]	<u>42</u>	[略]	
121	<u>63</u>	[略]	[略]	

カ・キ [略]

ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級

受けていた号給						受けていた号給					
[略]						[略]					
109	82	[略]				109	81	[略]			
110	[略]					110	[略]				
111						111					
112						112					
113	83					113	82				
114	83					114	82				
115	[略]					115	[略]				
116						116					
117	84					117	83				
118	84					118	83				
119	84					119	83				
120	84					120	84				
121	85					121	84				
122	85					122	84				
123	85					123	84				
124	85					124	84				
125	86					125	85				
126	86					126	85				
127	86					127	85				
128	86					128	86				
129	87					129	86				
130	87					130	86				
131	[略]					131	[略]				
132						132					
133	88					133	87				
[略]						[略]					
ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表						ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級	4 級			2 級	特 2 級	3 級	4 級	
[略]						[略]					
74	54	[略]				74	53	[略]			
75	55					75	54				
76	56					76	54				
77	57					77	55				
78	57					78	55				
79	58					79	56				
80	58					80	56				
81	59					81	57				
82	59					82	58				
83	60					83	59				
[略]						[略]					
102	66					102	65				
[略]						[略]					
107	67					107	66				
108	67					108	66				
[略]						[略]					

112	<u>68</u>		112	<u>67</u>	
113	<u>68</u>		113	<u>67</u>	
114	<u>68</u>		114	<u>67</u>	
[略]			[略]		
117	<u>69</u>		117	<u>68</u>	
118	<u>69</u>		118	<u>68</u>	
119	<u>69</u>		119	<u>68</u>	
120	<u>70</u>		120	<u>68</u>	
121	<u>70</u>		121	<u>69</u>	
122	<u>70</u>		122	<u>69</u>	
123	<u>71</u>		123	<u>70</u>	
124	<u>71</u>		124	<u>70</u>	
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。